

袋井市役所 本庁 市民課市民サービス係(1F) → 手続き後 → 教育委員会(2F)

○ 本庁 住所 袋井市新屋1-1-1 TEL0538-43-2111

<転入事務手続き>

保護者①→市民課市民サービス係②→保護者③→教育委員会④→保護者⑤→笠原小

- ① 保護者が、市民課市民サービス係へ『転入届』を出す。
- ② 市民課市民サービス係から保護者へ『転入学通知書』が渡される。
- ③ 保護者は『転入学通知書』を持って教育委員会へ出向き、転入手続きを行う。
- ④ 教育委員会は『転入学通知書』に押印したものを、保護者に渡す。
- ⑤ 保護者は、教育委員会から渡された書類を持って、笠原小へ手続きに来る。
(在籍していた学校の『在学証明書』『教科書給与証明書』も持参する。)

<転出事務手続き>

保護者①→市民課市民サービス係②→保護者③→教育委員会④→保護者⑤→笠原小⑥→保護者⑦→転出先小学校

- ① 保護者が、市民課市民サービス係へ『転出届』を出す。
- ② 市民課市民サービス係から保護者へ『転出学通知書』が渡される。
- ③ 保護者は『転出学通知書』を持って教育委員会へ出向き、転校の手続きを行う。
- ④ 教育委員会は『転出学通知書』に押印したものを、保護者に渡す。
- ⑤ 保護者は、教育委員会から渡された書類を持って、転校先の学校へ手続きに行く。
- ⑥ 笠原小は、『在学証明書』『教科書給与証明書』を保護者へ渡す。
- ⑦ 保護者は、『転出学通知書』『在学証明書』『教科書給与証明書』を持って、転出先学校へ行く。

袋井市役所 浅羽支所 市民サービス課市民サービス係(1F)

○ 浅羽支所 住所 袋井市浅名1028 TEL0538-23-9211

<転入事務手続き>

保護者①→市民サービス課市民サービス係②→保護者③→笠原小

- ① 保護者は、市民サービス課市民サービス係へ『転入届』を出す。
- ② 市民サービス課市民サービス係から『転入学通知書』が保護者へ渡される。
- ③ 保護者は、市民サービス課市民サービス係から渡された『転入学通知書』を持って笠原小へ手続きに来る。
(在籍していた学校の『在学証明書』『教科書給与証明書』も持参する。)

<転出事務手続き>

保護者①→市民サービス課市民サービス係②→保護者③→笠原小④→保護者⑤→転出先小学校

- ① 保護者は、市民サービス課市民サービス係へ『提出届』を出す。
- ② 市民サービス課市民サービス係から『転出学通知書』が保護者へ渡される。
- ③ 保護者は、市民サービス課市民サービス係から渡された『転出学通知書』を持って笠原小へ手続きに来る。
- ④ 笠原小は、『在学証明書』『教科書給与証明書』を保護者へ渡す。
- ⑤ 保護者は、『転出学通知書』『在学証明書』『教科書給与証明書』を持って、転出先学校へ行く。

児童が転校する場合は、まず笠原小へ保護者が申し出る。保護者は、転出先の学校が分かっている場合は、相手校に連絡して転入することを伝え、準備物等を聞くようにする。